

プラスチック製品回収事業Q & A

問1:回収したプラスチックはどうなるの？

答1:回収したプラスチックは、リサイクル事業者によって、新たなプラスチック製品の原料としてリサイクルされます。

問2:チラシの品目以外は出せないの？

答2:プラスチックのみでできているもので、一辺の長さが50cm未満であれば出すことができます。
(ただし、プラスチック製容器包装は対象外です)

問3:なぜプラスチック製容器包装は出せないの？

答3:プラスチック製容器包装は、食品が入った容器の包装に使われていることも多く、食品等の汚れが十分に落ちない場合があり、リサイクルに支障となる可能性があることや保管する際に衛生面での課題があることなどから対象外としています。

問4:なぜ一辺の長さが50cm以上のものは出せないの？

答4:国の基準において、リサイクル処理に支障が出ないよう、一辺の長さが50cm未満のものを分別収集物としています。なお、大きなものや長いものでも、50cm以下に切れば出すことができます。(作業の際はケガをしないよう注意してください)

問5:一辺の長さが50cm以上のもので、市の燃えるごみの指定袋に入らない大きさのものはどうすればいいの？

答5:粗大ごみで出してください。(申込みは粗大ごみ受付センターへ:電話 092-731-1153)

問6:金属やゴムなどプラスチック以外の部分があるものは出せるの？

答6:出せません。プラスチック以外の部分があるものについては、燃えるごみもしくは燃えないごみで出してください。
(例:プラスチックと金属の混合製品で、プラスチックの割合が多い場合は燃えるごみ、金属の割合が多い場合は燃えないごみで出してください)

問7:プラスチック以外の部分を取り除けば出していいの？

答7:取り除けば出すことができます。(分解する際はケガをしないように注意してください)

問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市環境局循環型社会推進部計画課 電話:092-711-4308 FAX:092-733-5907

メール keikaku.EB@city.fukuoka.lg.jp

『プラスチック製品回収事業』にご協力ください



かーるちゃん

回収事業の目的

福岡市では、プラスチックのリサイクルの推進に向けた取組みとして、ご家庭で不要となったプラスチック製品の回収を実施しています。

回収するプラスチック製品

● プラスチックのみでできているもの
(金属やゴム、電池などが含まれていないもの)

● 一辺の長さが50cm未満のもの

※対象品の例は、2ページをご参照ください。

× 次のものは出せません ×

- × 汚れがひどいもの
- × 会社や商店など事業所から出されたもの
- × プラスチック製容器包装 (プラマーク が付いているもの)

【プラスチック製容器包装の例】



※受付を断り、持ち帰りいただくことになります。
※詳しくは、3ページをご参照ください。

回収場所・受付時間等

- 場 所: 市内9か所の公共施設の資源物回収ボックス
 - ◇ 東・城南・早良・西区役所、西部・入部出張所
 - ◇ 博多・南市民センター ◇ 中央体育館
- 期 間: 令和8年3月31日まで
※年末年始(12月29日～1月3日)は休み
- 時 間: 午前9時～午後5時
- 出し方: 袋に入れずにそのまま出してください。
(数が多い場合は、袋に入れていただいても構いません)



資源物回収ボックス
(中央体育館)

回収するプラスチック製品の例

対象品の条件

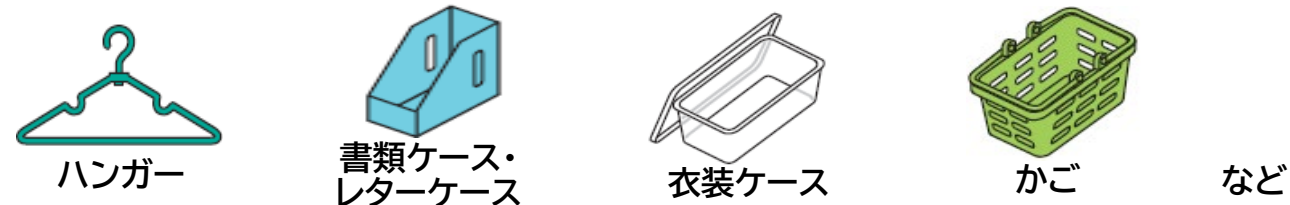
- プラスチックのみでできているもの
(プラスチック製容器包装は除く)
- 一辺の長さが50cm未満のもの

※下記以外のプラスチック製品も条件にあえば出すことができます

台所用品・風呂用品



収納用品



清掃用品



文房具



その他



回収できないものの例

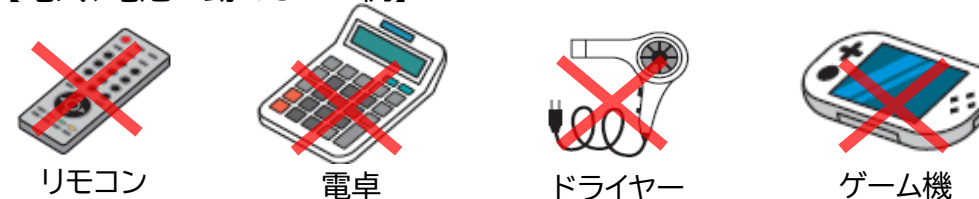
- × プラスチック製容器包装(プラマーク が付いているもの)
→燃えるごみで出してください。(食品等の汚れが十分に落ちない場合があることから対象外です)

【プラスチック製容器包装の例】



- × 電気、電池で動くもの
→燃えないごみで出してください。
なお、小型家電は、区役所等に設置している小型家電回収ボックスで回収しています。

【電気、電池で動くものの例】



小型家電の回収場所等の
情報はこちら
(福岡市ホームページ)



- × 金属やゴム、木材などプラスチック以外が含まれているもの
- × 一辺の長さが50cm以上のもの
- × 汚れがひどいもの

特に注意

発火、けがなどの危険性があるもの



【正しい出し方】

×充電式電池内蔵品

<電池が取り外せるもの> 取り外した充電式電池は、公共施設の資源物回収ボックスや回収容器が設置されている電器店等で回収しています。
本体は燃えないごみで出してください。なお、小型家電は、区役所等に設置している小型家電回収ボックスで回収しています。

<電池が取り外せないもの> 小型家電は、小型家電回収ボックスで回収しています。
小型家電以外のものは、販売店や製造元に相談してください。

×ライター

燃えるごみで出してください。(中身は使い切ってください)

×注射器

本体は燃えるごみで出してください。

注射針はかかりつけの医療機関もしくは、回収をしている薬局へ持ち込んでください。